平成２９年（フ）第１２６号
長野県松本市庄内３丁目２番２号　マイタウン松本109
債務者　櫻井　洋子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１３１号
長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地689
債務者　藤森　幸恵
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１２号
高知県高岡郡四万十町数神273番地１
債務者　西森野乃花
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第４２号
福岡県直方市大字感田185番地16
債務者　松尾　義弘
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第４３号
福岡県直方市大字感田185番地16
債務者　松尾真由美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第５０号
岩手県北上市常盤台４丁目７番３号ドリームシャトー204号
債務者　田口　正樹
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第５５号
兵庫県美方郡新温泉町七釜19番地１
債務者　林本　由美（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
佐賀県鹿島市大字高津原4584番地１
債務者　松尾　宏美
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第７９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲1365番地
債務者　永江　秋敏
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４号
山口県岩国市青木町３丁目41番28号
債務者　大木　麻世
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３１号
山口県岩国市平田６丁目59番２―103号　県営Ｃ棟
債務者　大鼓　佳美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３３号
山口県柳井市柳井2172番地　今田アパート東
債務者　濱田　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市字大道95番地８　ロイヤルパレス大道509
債務者　濱崎　裕理
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３５号
青森市赤坂１丁目33番２号　県営住宅15―１―１
債務者　長崎　朝夫
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
沖縄県那覇市田原４丁目３番地13　レジデンス田原101
債務者　当山　　俊
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２６号
沖縄県那覇市田原４丁目３番地13　レジデンス田原101
債務者　当山　貴名
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２４５号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目１番地７　パレスＴ＆Ｊ501
債務者　友利　清香（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部